

# 第7章 インターネットのできる便利なサービスと税の教室

## インターネットのできる便利なサービス

### 1. 市税の電子申告、電子申請・届出、共通納税(eLTAX (地方税ポータルシステム))

市税では「eLTAX (エルタックスと読みます) <sup>(注1)</sup>」を利用して、電子申告、電子申請・届出、共通納税を利用した電子納付が行えます。窓口に出向かずに自宅やオフィスでインターネットを通じて簡単に手続きができます。また、各都道府県・市区町村への地方税の手続きは eLTAX を利用すると、複数の自治体に対してまとめて申請や納付などができます。手続きが簡単で便利な eLTAX をぜひご利用ください。

eLTAX の利用方法などの詳細は eLTAX のホームページをご確認ください。

(注1) eLTAX とは、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステムの呼称です。

#### (1) 電子申告、電子申請・届出について

##### ■堺市で電子申告、電子申請・届出ができるもの

個人市民税・府民税・森林環境税 (特別徴収)	給与支払報告書、給与所得者異動届出書、特別徴収への切替申請書、特別徴収義務者の名称・所在地等の変更届出書 など
個人市民税・府民税・森林環境税	個人住民税の申告 など
法人市民税	法人市民税申告書、法人設立・設置届出書、異動届 など
固定資産税 (償却資産)	償却資産申告書、種類別明細書 など
事業所税	事業所税申告書、事業所用家屋貸付等申告書 など
入湯税	入湯税納入申告書、鉱泉浴場経営(異動)申告書 など
市たばこ税	申告書・修正申告書、返還に係る製造たばこの明細書 など
全税目	徴収猶予の申請、換価の猶予の申請 など

#### (2) 共通納税について

eLTAX には共通納税 (地方税共通納税システム) があり、納付手続きを電子的に行うことができます。電子納税は、税目に応じて納付手続きの方法が異なりますので、eLTAX のホームページを確認いただき、納付してください。

##### ■堺市で電子納税ができる税目

- 個人市民税・府民税・森林環境税 (給与所得等及び退職所得に係る特別徴収)  
※退職所得に係る特別徴収については、森林環境税を除く。
- 法人市民税 ● 事業所税 ● 入湯税 ● 市たばこ税
- 納付書に eL-QR (QR コード) 記載の税目 (地方税お支払サイトでの納付 (P54))  
市民税・府民税・森林環境税 (普通徴収)、固定資産税 (償却資産を含む)・都市計画税、軽自動車税

#### (3) eLTAX の問い合わせについて

- eLTAX で行える手続きの詳細や、ご利用に当たっての全般的なご質問は、eLTAX ホームページ「お問い合わせ」をご確認ください。

● 申告等内容について

個人市民税・府民税・森林環境税（給与の特別徴収）	市民税課 特別徴収係
個人市民税・府民税・森林環境税	市民税課 市民税第一係 市民税第二係 市民税第三係
法人市民税・事業所税	法人諸税課 法人課税係
入湯税・市たばこ税	法人諸税課 総務諸税係
固定資産税（償却資産）	固定資産税課 償却資産係
徴収猶予および換価の猶予申請	納税課

※市税に関するお問い合わせ先（P99～P102）

## 2. 市税のホームページ

● パソコン版ホームページ

(<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/index.html>)

税金のお知らせや市税のあらましがご覧いただけます。

市税事務所のご案内や証明書についても詳しく掲載しています。

「申請書ダウンロード」のページから様々な申請書式をダウンロードしていただけます。



## 3. 差押財産の公売情報メールマガジン



市税の滞納者から差し押さえた財産（動産・不動産・自動車）の公売を実施する際（不定期）に、日程などの情報をお知らせするメールマガジンです。あらかじめ登録していただいたパソコンや携帯電話に無料で配信します。どうぞご利用ください。

■ 登録方法

● パソコンから登録

(<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/koho/koho/merumaga/index.html>)

堺市ホームページから利用登録ができます。

● 携帯電話から登録

インターネットおよび電子メールが可能な携帯電話から、sakai@emp-sa.smart-igov.jp に空メールを送信していただき、その後で返信されるメールの案内により登録してください。送信先アドレスは上の二次元コードでも読み取っていただけます。（対応機種のみ）

## 4. 租税教室（租税教育推進協議会による税の講師派遣制度）

国や地方公共団体の財政を支える税について、正しく理解をしていただくため、国・府・市の税務機関と教育機関や関係民間団体が協力して、児童、生徒、学生、社会人などを対象に租税教室の開催など様々な活動を行っています。

学校や市民講座などからの要請に基づき無料で講師を派遣し、身近な例や話題をもとに、税の意義、役割、仕組みや使い道など、「税」について考えるきっかけづくりを行います。

授業時間、内容などについては、ご相談ください。

また、租税教育用 DVD も無料で貸し出していますので、お気軽に事務局までご連絡ください。

租税教室のお申し込みは、  
堺税務署総務課内「堺租税教育推進協議会事務局」へ  
電話(072) 238 - 5551（代表）  
（自動音声案内に従い「2」を選択してください。）



## 5. どこでもセミナー～堺市生涯学習まちづくり出前講座～

市のごとや制度について希望の講座を選んでいただき、市職員がみなさんの地域に出向いてお話しするものです。堺市税務部では、現在次の講座を提供しています。

- なるほど納得！やさしい市税講座
- 知っておきたい市税のしくみ①（市・府民税）
- 知っておきたい市税のしくみ②（固定資産税）

### ●受講できる方

堺市内に在住、在勤または在学する 10 人以上の団体やグループです。

### ●申込方法

堺市ホームページ、市役所市政情報センター、区役所市政情報コーナーなどにある「堺市生涯学習まちづくり出前講座申込書」に必要事項を記入し、受講希望日の 2 週間前までに、郵送・FAX・メール・電子申請のいずれかの方法でお申込みください。

出前講座のお申し込みは、  
堺市 市民人権局 市民生活部 生涯学習課  
電話 (072) 228 - 7631 FAX (072) 228 - 0371  
e-mail: shogaku@city.sakai.lg.jp



### ●開催時間、開催場所

開催時間は、市役所の休業日以外の午前 9 時から午後 9 時までの間で 2 時間以内です。

開催場所は堺市内に限ります。会場、備品などは受講する団体・グループ(主催者)でご準備ください。